オンラインクレーンゲームサービスにおける景品提供営業のガイドライン

2022年4月1日制定
JOCA 一般社団法人日本オンラインクレーンゲーム事業者協会

１：理念

本ガイドラインを、当協会加盟員の総意によって制定し、オンラインクレーンゲームの安心・安全な利用に向けた健全な環境を継続的に提供する事を目指します。

２．目的

本ガイドラインは、オンラインクレーンゲームサービスを提供する事業者が、景品提供を適正に実施し、適切なゲーム環境を維持することにより消費者保護を図る事を目的とします。
併せて、オンラインクレーンゲームサービスにより提供される景品について、その種類、内容を規定することにより、オンラインクレーンゲームサービスの将来に向けた健全な発展に資することを目的とします。

３．定義

本ガイドラインで規定するオンラインクレーンゲームとは、プレイヤーがPCやスマートフォンなど電子端末から通信回線を介して、事業者が提供するサービスにアクセスし、事業者が物理的に設置した実在するクレーンゲーム機などを遠隔操作し景品提供を受ける一連のサービスをいい、物理的なクレーンゲーム機を模した実在しないバーチャルなクレーンゲーム等は含まれません。

４．使用する景品の内容

①景品の価額

景品として提供する物品は小売価格でおおむね1,000円以下のものとします。
ここでいう「小売価格」とは、一般市場における価格とします。
景品専用に開発された物品であっても、１個あたりの価格はおおむね1,000円を超えてはならないものとします。

②景品の種類

消費者保護の観点から、事業者が提供できる景品は正常な商習慣に照らし適合すると認められる景品に限ります。
また、食品衛生法の遵守及び他者の知的財産権を侵害する事が無いようにするものとします。
以上の点を踏まえ、次に掲げる物品等をオンラインクレーンゲームで提供される景品として提供してはいけません。

ⅰ たばこ、喫煙器具、酒類
ⅱ 医薬品、興奮・めまい・幻覚等の作用を目的とする有機溶剤や成分を 含有する物品
ⅲ 青少年の健全な育成や公序良俗を阻害する内容が印刷または記録された各種メディア
（図書、写真、フィルム、ビデオテープ、CD-ROM・DVD などの記録メディア類）
ⅳ 性的な行為の用に供する物品および性器を模した物品
ⅴ ショーツ、ブラジャー等の下着類
ⅵ 金券類および類似品
ビットコインなどのデジタル通貨は、金券類および類似品に該当するため、取り扱いを規制します。
なお、特定商品とのみ交換可能な引換券（特定の音楽配信の DL 券、特定のゲーム DL 券）、及びそのアプリ内でのゲームプレイにのみに利用可能なゲーム内通貨については金券類および類似品には含まれません。
また、特定商品とのみ交換可能な引換券、そのアプリ内でのゲームプレイにのみに利用可能なゲーム内通貨を景品として提供する場合でも提供される価額上限は概ね1,000円とします。また、NFT を付した景品を提供する場合でも売り出し価格において提供される価額上限は概ね1,000円とします。
ⅶ 食品衛生法に抵触する材料を使用した物品
ⅷ 偽造ブランド品や偽造キャラクターを使用したもの等、他者の知的財産権を侵害している物品
ⅸ 心身に危害を与える恐れのある物品（レーザーポインター、刃物類）
ⅹ 動物愛護の精神に反する恐れのある生物
ⅺ その他法令上、所持・譲渡・使用等が規制・制限される物品の他、法律、規制、条例の定めに抵触する物品

５．雑則
本ガイドラインとは別に事業者ならびに本協会が遵守又は実施すべき事項等を「オンラインクレーンゲームサービスにおけるガイドラインの解釈運用基準（内規）」として定めます。

社会通念の変化、法律・法規解釈基準の変更などにより、景品上限価額に変更が必要な場合は、リアル店舗に於ける業界団体の上限価格を参考に、本協会社員総会の決議によって変更を行うものとします。

６．附則
本ガイドラインは、2022 年 4 月 1 日から適用します。
2023 年 8 月 8 日改定